

# 地公退ニエース

No. 106  
2012. 2. 10  
定価一部20円  
(会員の購読料は  
会費の中に含む)

発行所

東京都千代田区六番町一 自治労会館2F  
地公退職者協議会  
発行人 川端邦彦

03-3262-5546

## 総務省統一要求に回答

### ―福田昭夫政務官―

去る八月二日に提出した地公退統一要求書に対して、一月三十一日に福田昭夫総務大臣政務官から回答を得た。協議には、地公退から西澤会長・福田・上田・荒屋・塚原・山本副会長・川端事務局長が参加し、調整に尽力願った武内則男参議院議員の福田秘書も同席した。提出時の逢坂政務官が交替したため、福田政務官より回答を受けた。回答の時期が、政府・与党の「社会保障・税一体改革素案」閣議報告を経た後であったため、その内容を受けた回答となった。



福田政務官は、市長・県知事の経験を感じさせながら発言した。エネルギー政策については、総務省がすすめる諸計画・諸構想と関連付けながら、食糧・医療・介護・福祉と並んでエネルギーを地産・地消して日本を元気にしたい、再生可能エネルギー政策・小水力発電の可能性なども活用してデフレ脱却に活かしたいなど、政治家としての意見も添えながら回答した。

平成二四年一月三十一日

地方公務員退職者協議会 会長 西澤 清 様

総務大臣政務官 福田 昭夫

地方公務員退職者協議会からの要請について

平成二三年八月二日に貴団体から要請のありました事項については、下記のとおり回答いたします。よろしくご査収ください。

記

#### 1 年金について

(1) 年金制度全体の見直しについては、多くの加入者を持つ超長期の制度であることに留意して検討すること。改革案を提起する場合は、該当者の属性ごとに保険料率・税率などの負担と給付の増減、加入資格の変化、中長期収支計画と移行計画の全体像について数値をもって示すこと。また、年金受給者の意見反映を保障すること。

(2) 「全国民共通の所得比例年金の創設」は、保険料負担の合意見通しを欠き、均衡ある所得捕捉に困難性が想定されるので慎重に対処すること。むしろ被用者年金一元化と非正規雇用の被用者年金加入拡大を速やかに実現すること。被用者年金一元化に当たっては①長期・短期・福祉の三事業の一体的運営、②積み立て資金の集中リスク回避、③現行の共済組合の民主的運営システム維持、のため共済組合を存続させること。又、一元化後の給付については①既定共済年金の追加費用削減を行わないこと②共済年金職域部分を廃止する場合はこれに代え、民間の企業年金等の水準を正確に反映した制度を設けること。

(3) 「基礎年金の全額税方式」「税を財源とする最低保障年金」は、事業主負担分の家計転嫁および年金受給者が払い

終えた保険料の二重払いを招き、かつ長期の移行期間の管理リスクを伴うので、 $\frac{1}{2}$ 保険方式による基礎年金制度を維持すること。

(回答) 年金制度全体の見直しについては、本年一月六日に政府・与党社会保障改革本部で決定した「社会保障・税一体改革素案」において、現時点の政府・与党の考え方を取りまとめたところです。

「社会保障・税一体改革素案」においては、社会保険方式である「所得比例年金」と税を財源とする「最低保障年金」との組み合わせからなる新たな年金制度の創設について、「国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、引き続き実現に取り組む」こととし、まさに今後、国民的な議論が必要であると考えております。

また、「社会保障・税一体改革素案」においては、新しい年金制度の創設に先立ち、現行制度の改善を図ることとしており、その一環として、平成一九年の法案をベースに被用者年金を一元化することとしております。

その際、共済組合は、長期給付(年金)、短期給付(医療)、福祉事業の三事業を一体的かつ効率的に実施していることから、平成一九年の法案と同じく、被用者年金一元化後も共済組合は事務組織として活用されるべきであると考えております。

また、公的年金としての職域部分廃止後の新たな年金の取り扱いについては、現在人事院が実施している民間の企業年金や退職金の調査等を踏まえて、退職給付水準の官民均衡の観点等から検討を進めることとしております。

恩給期間に係る追加費用の減額については、現に多くの受給権者がいることから、憲法上の財産権との関係において慎重に検討すべきものと考えておりますが、平成一九年の被用者年金一元化法案では、配慮措置(①給付額の10%以上削減しない、②年額二五〇万円以下の給付は減額対象としない)を講じた上で、恩給期間に対応する給付を原則として二七%減額するとされていたところです。

(4) マクロ経済スライド制度による既裁定年金額調整について、名目年金額を減額する制度に変更しないこと。基礎年金をマクロ経済スライドの対象外とすること。

(回答) 平成一六年の法改正で導入されたマクロ経済スライドは、将来の現役世代の過重な負担を回避するという観点から、今後の保険料水準を固定した上で、マクロでみた給付と負担の変動に応じて、その負担の範囲内で給付水準を自動的に調整する仕組みです。

一方で、現在の年金額の水準は、平成一二年度から一四年度において物価が下落したにもかかわらず、特例法により減額改定を行わず年金額を特例的に据え置いたため、本来の年金額よりも二・五%高い年金額が支給されており、この特例水準の解消が前提となっているマクロ経済スライドは適用されておりません。

「社会保障・税一体改革素案」においては、世代間公平の観点から、現在の特例水準の年金額を計画的に本来の水

に引き下げることとしており、マクロ経済スライドのデフレ経済下における適用については、この引き下げ状況も踏まえながら、引き続きその適否を検討することとしています。

- (5) 税と社会保障共通番号の検討に際しては、個人情報保護の確保に万全を期すとともに住民票コード創設時の政府説明を継承すること。個人を識別する目的の共通番号の検討に便乗して社会保障給付抑制を目的とする「社会保障の個人勘定」を作らないこと。

(回答) 社会保障・税に関わる番号制度については、社会保障や税制を一体的に捉え、社会保障給付の効率性・透明性・公平性を高めようという観点から、それらのために必要な基盤として導入が検討されており、制度の設計については、ご指摘のような課題にも配慮しつつ、内閣官房を中心に政府をあげて取り組むことが必要と承知しております。

総務省としては、内閣官房等関係府省と連携しつつ、適切に対応してまいります。

- (6) 共済長期積立金の運用に当たっては、国連が提唱する「責任投資原則（PRI）」の趣旨に沿って行うこと。

(回答) 国連の責任投資原則（PRI）の趣旨を踏まえた投資手法である社会的責任投資（SRI）については、地方公務員共済組合連合会において、公的年金として社会的貢献に配慮した対応も必要であるとして、平成二一年度から実施しております。

また全国市町村職員共済組合連合会においても、近々にも運用機関の公募を行うこととしており、社会的責任投資を開始すると聞いています。

地方公務員共済組合全体としては、今後の両連合会の運用実績等も踏まえ、社会的責任投資の活用に向けた検討が進むものと考えております。

- (7) 非常勤職員・臨時職員の大半が加入できるように共済組合法を改正すること。

(回答) 現行の地方公務員等共済組合法においては、原則として組合員の範囲を常勤職員としつつ、制度の趣旨に反しない限りにおいて常勤職員に準じる勤務形態の臨時・非常勤職員に対して適用を認めております。

こうした取り扱いとされているのは、長期給付（年金）、短期給付（医療）、福祉事業の各事業を総合的に行う共済組合制度が、組合員の継続的な掛け金の払い込みを基礎として運営される保険制度であるという性格上、その要件として一定の恒常的な任用関係の存在が要求されること等によるものです。

地方公務員共済組合の組合員資格は、長期給付、短期給付、福祉事業を安定的に運営していく観点や長期給付全体の制度設計のあり方にも配慮する必要があります。

なお、現在、被用者年金の一元化に併せて、公務部門も含めた短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大について検討が行われています。

## 2 地方公務員の雇用と年金について

- (1) 公的年金の支給開始年齢の段階的引き上げによる雇用と年金の断絶を起ささないこと。

(2) 地方公務員の定年年齢を段階的に六五歳に引き上げること。これに当たっては関係する労働組合、退職者組織との協議・合意を重視すること。

(回答) 人事院から、昨年九月に「定年を段階的に六五歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申し出」が出されたところです。

国家公務員については、国家公務員制度改革推進本部において、現在、人事院の申し出を受け、六〇歳以降の職員の雇用と年金の接続に向け、民間の状況等をも踏まえつつ、検討を進めているところです。

地方公務員については、雇用と年金の接続の重要性に留意しながら、国家公務員の検討の動向や地方自治体関係者の

意見を十分踏まえた上で、その対応を検討してまいります。

## 3 介護基盤整備について

- (1) 特別養護老人ホーム、認知症高齢者施策、高齢者住宅など不足している介護基盤・サービスについて、今後の需要増を見込んで計画的整備・充足を図ること。

とりわけ東日本大震災被災地域における介護基盤の復旧・整備を急ぐこと。

(回答) 介護基盤の整備については、厚生労働省において、平成二一〜二三年度で計画されている整備量の合計二万床分に対し、平成二三年度までに更に一年分の約四万床の上乗せを行い、三年間で合計一六万床を目標に整備を行うため平成二一年度第一次補正予算において「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」を創設し、取り組んできたところです。

平成二四年度予算において基金の延長を行い、引き続き整備を行っていくものと承知しています。

また、東日本大震災により被害を受けた介護基盤の災害復旧については、厚生労働省において、平成二三年度第一次補正予算に五六三億円を計上しています。

総務省としては、厚生労働省と連携しつつ、引き続き、適切な地方財政措置を講じていく所存です。

## 4 税制について

- (1) 公的年金からの個人住民税の特別控除は希望者のみを対象とすること。

(回答) 従来、公的年金の受給者の方に対しては、個人住民税を普通徴収の方法により、年四回窓口で直接納付していたり、手間をおかけしてきました。

このような状況を踏まえ、市町村における徴収の効率化を図りつつ、公的年金の受給者の方の便宜を図る観点から、個人住民税の公的年金からの特別徴収は導入されました。この導入については、全国市長会や全国町村会等からの要望があったところです。

特別徴収の対象は、六五歳以上の方の二割強となっており、夫の年金収入が二〇〇万円程度の標準的な世帯には、基本的に税負担は生じません。また、この制度は新たな税負担を求めものではありません。

これを、仮に普通徴収との選択が可能な仕組みとした場合、市町村においては税務システムの改修が必要となるほか、納税者への意向確認等新たな事務負担が生じることとなります。給与からの特別徴収についても、普通徴収との選択が可能な仕組みとはされていないところです。

なお、後期高齢者医療制度などの保険料の特別徴収においては、口座振替による普通徴収の選択が可能とされていますが、これは、その保険料が所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象とされており、特別徴収の実施により社会保険料控除の適用関係が変わり、世帯全体で見た場合の税負担額が増加するケースが生じることなどを考慮していることです。個人住民税においては、このような問題は生じません。

## 5 エネルギー政策と原子力発電の見直しについて

- (1) 従前の原子力発電に依存するエネルギー政策を抜本的に見直し、市民とともに省エネルギー社会・代替エネルギー開発を伴う温室効果ガス削減社会をめざす政策体系を作ること。

(2) 該当する自治体と協力して原子力発電所を徹底的に検証・点検して情報の公開をすすめ、課題の多い発電所は停止もしくは緊急安全確保策を講ずること。中期的には、順次閉鎖・代替エネルギーへの転換をはかること。

(回答) 現在、経済産業省等においてエネルギー政策の見直しを進めていると聞いています。ご要望があった点については、必要に応じ、政府部内で情報の共有を図っていく所存です。

以上